



2023年6月20日

各 位

東京都杉並区西荻北二丁目1番11号
株式会社三栄建築設計
代表取締役社長 千葉理恵
(コード番号: 3228 東証プライム市場)
問合せ先: 執行役員経営企画本部長 榎本喜明
電話番号: 03-5381-3212

当社に対する東京都公安委員会からの勧告及び 代表取締役社長その他取締役の異動について

当社は、本日、下記のとおり、東京都公安委員会から勧告を受け、取締役会において代表取締役社長の異動を決議するとともに、その他取締役の異動がありましたので、お知らせします。

記

1. 勧告の概要等

(1) 勧告の概要

当社は、本日、東京都公安委員会から、元代表取締役であった小池信三氏が、当社の事業に関し、2021年3月25日、指定暴力団住吉会系の暴力団組員に対し額面約189万円の小切手を交付し、もって規制対象者に利益を供与したとして、東京都暴力団排除条例第27条の規定による勧告を受けました。

(2) 同条例第27条の必要な措置としての対応

当社は、上記勧告を受け、「規定に違反する行為が行われることを防止するために必要な措置」(同条例第27条)を策定し、実行して参ります。「必要な措置」の根幹は、昨年11月に代表取締役及び取締役を辞任した小池信三氏の当社経営に対する影響力を排除し、健全な経営を取り戻すことにあると考えており、今後も業務執行体制を整備するとともに、小池信三氏に対しても株式の処分その他の当社の再建への協力を求めていく所存です。

2. 代表取締役その他取締役の異動の内容等

(1) 代表取締役その他取締役の異動

氏名	現	旧
千葉理恵	代表取締役社長	常務取締役

旧代表取締役小池学及び旧取締役副社長吉野満は、取締役を辞任しました。

(2) 異動の理由

本日、小池学及び吉野満から、それぞれ取締役辞任の申し出があり、当社は、両名について勧告の理由となった事実への関与があったとは認められていないものの、小池信三氏との従前の関係などに鑑み、当社経営に対する同氏の影響を排除するため、これらを受任することとしました。

本日開催の取締役会において、常務取締役の千葉理恵を代表取締役及び社長に選定することを決議いたしました。

(3) 新たに就任する代表取締役社長の略歴

千葉 理恵 (ちば りえ)

生年月日 1964年3月25日

略 歴	1988年 6月	キュービックデザイン有限会社入社
	1990年 6月	個人事業主として設計・施工関係業務を開始
	1993年 12月	当社入社 設計工事部長就任
	2004年 8月	当社取締役設計工事部長就任
	2012年 9月	当社取締役執行役員生産本部長兼商品管理室長就任
	2012年 10月	株式会社三建アーキテクト(現株式会社MAI) 取締役就任
	2014年 7月	当社取締役執行役員生産本部長兼商品管理室長及び工事部長就任
	2015年 1月	株式会社三栄クラフター 代表取締役社長就任(現任)
	2015年 9月	アンズ・デザイン・ワークス株式会社(現FAWDO株式会社) 代表取締役社長就任
	2018年 10月	株式会社メルディア・マーケティング・プロモーション(現株式会社MMP) 取締役就任
	2019年 9月	当社取締役執行役員生産本部長
	2019年 11月	サン住宅品質検査株式会社(現株式会社メルディア住宅検査サービス) 代表取締役社長就任
	2021年 3月	当社常務取締役就任
	2023年 6月	当社代表取締役社長就任(現任)

所有株式数 28,000株(2023年6月20日現在)

(4) 異動日

2023年6月20日

3. 当社の調査状況等

当社は、2022年9月12日に、前記勧告理由と関連する当社が発注した解体工事代金の一部が反社会的勢力に流れたとの件について、小池信三氏を被疑者に含む会社法違反(特別背任)の罪名で、捜査機関による捜索を受けたことから、社外取締役を中心として可能な限りで調査をして参り、本日、現時点の調査委員会の認識が取締役会で報告されました。その内容は別紙のとおりです。同調

査は最終的なものではありませんので、前記勧告を受けたことから、今後、第三者委員会を設置して徹底した事実関係の調査及び原因究明を行い、再発防止に向け、全力をあげて取り組んでまいります。

以 上

報告の内容

本日、調査委員会が取締役会で報告した内容は、以下の通りである。

1 調査の経緯

- ・2022年9月12日、当社は、2020年頃、当社が発注した解体工事代金の一部が反社会的勢力である指定暴力団住吉会系暴力団組員に流れたとの件について、元代表取締役社長である小池信三氏（以下「信三氏」という。）を被疑者に含む会社法違反（特別背任）の罪名で、警察による捜索を受けた。
- ・同年11月1日、信三氏は当社の代表取締役社長及び取締役を辞任した。
- ・同年12月20日、当社が取締役会で、上記事実について調査するために調査委員会の設置が承認された。委員構成は、池内稚利独立社外取締役（委員長）、五藤誠一独立社外常勤監査役（副委員長）、西村尚純独立社外取締役、佐藤直子独立社外監査役、田中克幸弁護士、板橋喜彦弁護士である。

2 現時点での調査委員会の認識

- ・当社が発注した解体工事に関して、①信三氏の上承のもと、当該暴力団組員の意向によって某社を解体工事業者に選定したこと、②当社が支払った工事代金の一部が当該暴力団組員に渡ったこと、③信三氏が対象工事以外にその後も、当社の解体工事に当該暴力団組員を関与させようと考えており、そのための仕組みづくりを当該暴力団組員と話し合っていたこと、といった各事実が認められた。
- ・信三氏の行為は、東京都暴力団排除条例第24条3項に違反する可能性が極めて高いものである。

以上